

## 宮野地域反射鏡設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は交通事故防止のために、反射鏡を設置、又は修復しようとする町内会等に対し、みやの地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる反射鏡は、里道及び二戸以上が使用する私道等に町内会等が設置するものとする。

(補助率)

第3条 毎年予算の範囲内で、当該事業に要した経費の75%以内を交付する。ただし、新設については上限を7万5千円、修復については上限を3万8千円とする。  
2 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする町内会等（以下「申請者」という。）は工事着手前に反射鏡設置等補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて協議会に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 経費の明細書（見積書）

(3) 道路占用許可証（公道に設置する場合）又は所有の同意書（私有地に設置する場合）

(交付の決定)

第5条 協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、反射鏡設置等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 前条の規定により通知を受けた申請者は、設置又は修復を完了したときは、反射鏡設置等完了報告書（様式第3号）に次の書類を添えて協議会に提出しなければならない。

(1) 施工業者発行の領収書又は請求書の写し

(2) その他協議会が必要と認めるもの

2 申請者は、工事代金を施工業者に支払う前に補助金の交付を受ける場合は、補助金の交付を受けた後速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを協議会に提出するものとする。

(補助金額の確定及び交付)

第7条 協議会は、前条の完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、反射鏡設置等補助金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、確定額が第5条の交付決定の額と同額の場合は、通知を省略することができる。

2 前項の確定を受け、申請者は、請求書（様式第5号）を協議会に提出し、協議会は速やかに補助金を交付するものとする。

(取消又は返還)

第8条 協議会は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。

(2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行する。

様式1号

平成 年 月 日

みやの地域づくり協議会会長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

反射鏡設置等補助金交付申請書

次のとおり反射鏡を設置（修復）したいので、宮野地域反射鏡設置等補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 設置（修復）場所 \_\_\_\_\_

2 反射鏡の種類      カーブミラー              アドバイスマイラー

3 工事予定期間      月 日 ~ 月 日（ 日間）

4 設置（修復）経費      \_\_\_\_\_ 円

5 工事請負業者      \_\_\_\_\_

6 添付書類      位置図、見積書の写し、道路占用許可証（同意書）

第2号様式

平成 年 月 日

様

みやの地域づくり協議会  
会長

反射鏡設置等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けであった反射鏡設置等補助金交付申請については、下記の金額を交付することに決定したので要綱第5条により通知します。

記

交付対象経費の額	円
補助内示額	円

(注) 事業計画の変更に伴い、事業完了報告書の提出時において、交付対象経費の額が増額変更したときでも、この通知書による補助内示額の増額は認められない。ただし、減額変更したときは、変更後の経費の額に基づいて補助金額を算出し、交付する補助金を減額するものとする。

様式3号

平成 年 月 日

みやの地域づくり協議会会長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

反射鏡設置等完了報告書

次のとおり反射鏡を設置（修復）しましたので、要綱第6条の規定に基づき、報告します。

記

1 設置（修復）場所 \_\_\_\_\_

2 反射鏡の種類      カーブミラー      アドバイスマイラー

3 完了年月日      平成 年 月 日

4 設置（修復）経費      \_\_\_\_\_ 円

5 工事請負業者      \_\_\_\_\_

6 添付書類      領収書又は請求書の写し、写真

第4号様式

平成 年 月 日

様

みやの地域づくり協議会  
会長

反射鏡設置等補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで完了報告のあった反射鏡設置（修復）については、  
要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付対象経費の額 円

2 補助金確定額 円

3 条件

この補助金は、申請目的以外に使用してはならない。

前号に違反した場合その他の不正行為があったときは、補助金の全部又は一部を  
返還させるものとする。

第5号様式

請 求 書

平成 年 月 日

みやの地域づくり協議会会長 様

(請求者)

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

反射鏡設置等補助金について、下記により交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込口座

金融機関	銀行・金庫・農協 信用組合・漁協		本店・支店 出張所・本所・支所					
預金種別	普通・当座	口座番号						
(フリガナ)								
口座名義								

※上記口座名義が代表者と異なる場合は委任状の提出が必要です。